



箱根町記者発表資料

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置について

1 目的

神奈川県は7月16日「神奈川県版緊急事態宣言」を発出し、7月22日から重点措置を行う措置区域を県内全市町とすることを決定しました。

2 実施期間

令和3年8月22日まで

3 町長コメント

別紙のとおり

4 周知方法

ホームページ、回覧、メールマガジン、防災行政無線など

照会先

箱根町福祉部保険健康課 担当 荻野

電話0460-85-0800

E-mail sakura@town.hakone.kanagawa.jp